## 街区基準点について

姫路市においても街区基準点が整備され、一般市民にもその存在を公示(姫路わが街ガイド)しています。

街区基準点は、地積調査の推進・道路の維持管理等の公共事業、民間開発、分筆登記測量、GIS等に活用されます。

## ●平成18年8月15日民二第1794号通知(地積測量図の作成)

街区基準点の成果を管轄登記所に備え付けた後、街区基準点の整備が完了した地域内の土地について、地積測量図を添付してする分筆の登記等の申請があった場合には、登記官は登記所に備え付けられている街区基準点の成果に基づいて調査及び測量がされているかを確認し、街区基準点を利用することができるにもかかわらず、この街区基準点に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合(規則77条1項7号)に該当しないものとして、当該分筆の登記等の申請を却下することとして差し支えない。

●姫路市建設総務課(姫路市安田4丁目1番地(本庁舎6階) 電話番号079-221-2614)

街区基準点は、国土交通省が都市再生街区基本調査を行うため全国の人口集中地区(DID 地区)に 設置した公共基準点です。

これら市内の街区基準点を使用する際は、姫路市建設総務課の窓口で測量法に基づく使用承認申請等の手続きを行うことにより一般の測量等に活用することができます。

街区基準点等の測量標識は土地等の測量を行う際の基礎となる重要なものですので、街区基準点付近での工事施工等、基準点の保全に影響を及ぼすおそれのある行為についても使用する場合と同様に、施工等の届出が必要です。基準点の保全にご協力をお願いします。

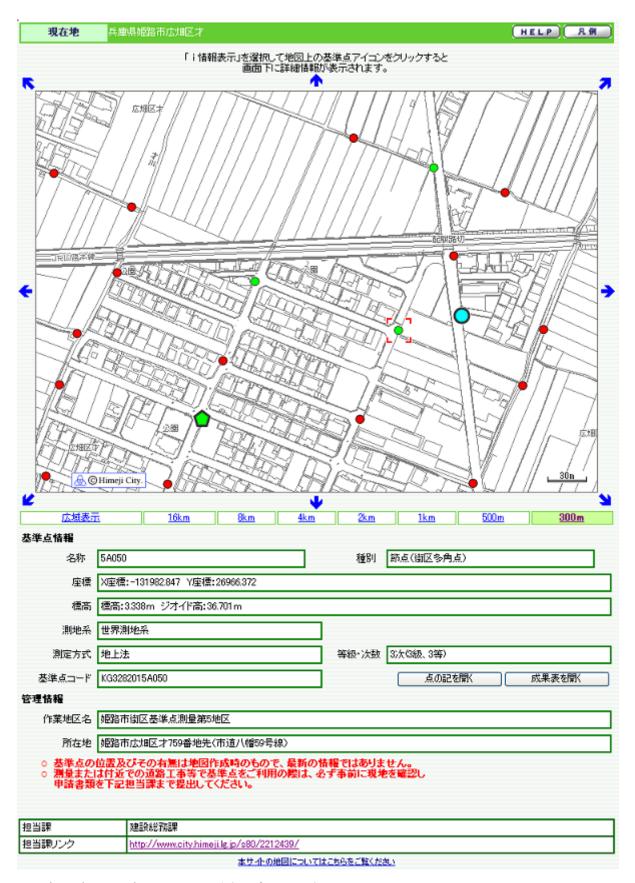
街区基準点は、おもに市街地の道路敷に設置されているため、道路工事等による保全処置のため使用できない場合があります。

特に、節点や補助点は簡易な鋲であるため亡失している可能性があります。ご利用の際は、必ず事前に現地を確認し申請書類を提出してください。

街区基準点の位置及び情報は姫路わが街ガイドよりご覧いただけます。

亚比 23	Ω	29 現在の姫路市の街区基準点	
$-\mu$ DX $\angle O$ .	9.	- 29 - 52.1 T V 7 52 L 1 1 1 V 7 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L 1 5 L	

	件数	亡失	備考
街区三角点	203	11	世界測地系、GPS 法、2級
節点 (街区三角点)	19		世界測地系、GPS 法、2級
街区多角点	1167	73	世界測地系、地上法、3級
節点(街区多角点)	422	30	世界測地系、地上法、3級
補助点	4484	13	世界測地系、地上法



- ・標高、ジオイド高については従来と変わってない。
- ・旧来の日本測地系に基づいて作成された地積測量図(平面直角座標系)の座標値とは異なることになる。国土地理院で変換プログラムを用意している。